



休業要請支援金（府・市町村共同支援金）について

支給額

（府と市町村で1/2 ずつ負担）

中小企業 **100万円** 個人事業主 **50万円**

申請方法

申請者情報を登録 [Web 受付] → 申請書類を郵送 [レターパックで]

締め切り**5月31日**（日）消印有効

対象要件

▼以下の3つをすべて満たす **中小企業・個人事業主** [令和2年3月31日以前に開業]

- (1) 中小企業 : 本社が大阪府内にあること。
個人事業主 : 事業所が大阪府内にあること。
- (2) 4月21日から5月6日までの期間(全て)において対象施設を休業する運営事業者。
- (3) 令和2年4月の売上が前年同月対比で**50%以上減少**していること。

▼ いろんなケースがありますので、必ずお問い合わせください。



※対象施設かどうかは大阪府のホームページを確認してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>

問合せ

休業要請支援金相談コールセンター

〔開設時間〕午前 9時から午後7時（土日祝日を含む毎日）<5月11日まで>

午前10時から午後5時（日曜日を除く毎日）<5月12日以降>

〔TEL〕 **06-6210-9525** 〔FAX〕 **06-6210-9504**



みえないものを
みえるものに。

手洗い・殺菌・外出自粛、正しい情報をきちんとつかう。
これって簡単なようで、ちょっとむずかしいこと。
なかしま三四郎はわかりやすく「つかえる」情報をとどけます。
みえないなにかに怯える日々を一緒に変えましょう。

今こそ、CHANGE MINOH!